株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成二十二年四月三十日を取得日として、全部取得条項が付された当社普通株式の全部を取得することとし、当社の株券の提出を求めたところ、左記株券につき株券を提出できない旨の申し出がありました。つきましては、届出人に対して旧株券の提出なくして旧株券に係る株主が受けることのできる金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月三十日

東京都渋谷区南平台町五番六号

エヌ・ティー・プロパティーズ株式会社

代表取締役　大畠　俊昭

券別	枚数	記号	番号	名義人住所	氏名
百株券	二	Aほ	二～三	名古屋市北区大杉一―四―一四	株式会社カケン
五十株券	一	Aに	三	〃	〃
十株券	三	Aは	三十七～三十九	名古屋市中村区並木一―一〇	北村　悦成
十株券	三	Bは	十二～十四	〃	〃
五株券	二	Aろ	二十一～二十二	〃	〃
五株券	二	Bろ	八～九	〃	〃
一株券	五	Aい	七十六～八十	〃	〃
一株券	五	Bい	二十一～二十五	〃	〃
百株券	一	Bほ	二十三	西東京市下保谷四―六―六	築地　美孝
十株券	一	Aは	百十九	名古屋市千種区桜が丘二〇五	外松　茂久
五株券	一	Aろ	四十七	〃	〃
五十株券	一	Aに	二	名古屋市千種区若水三―八―三	永沼　輝子
百株券	一	Aほ	五十七	名古屋市中区大須二―一五―一八	堀場　泉助
十株券	一	Aは	百三十七	〃	〃
一株券	二	Aい	百五十二～百五十三	〃	〃

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山下正保ならびにケビン・ベリーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年四月三十日

東京都目黒区上目黒二丁目九番一号

California Micro Devices Corporation

日本における代表者　山下　正保

日本における代表者　ケビン・ベリー

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊藤博之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月三十日

東京都世田谷区等々力五丁目三〇番六号

アトランティック・ホールディング

ループ・インコーポレイテッド

日本における代表者　伊藤　博之

限定承認公告

本籍静岡県静岡市清水区中矢部六六番地、最後の住所静岡県静岡市清水区承元寺町一三二四番地特別養護老人ホーム白扇閣

被相続人　亡　松澤ひさゑ

右被相続人は平成二十一年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十一日静岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日

埼玉県さいたま市南区根岸五丁目九番九―二〇三号

限定承認者　保田　幸子

限定承認公告

本籍東京都文京区本郷三丁目三一番地、最後の住所東京都豊島区千早一丁目一五番地一八号ＧＳＳⅢ三〇三号

被相続人　亡　川合　初枝

右被相続人は平成二十一年八月十九日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日

東京都豊島区東池袋五丁目三八番七号クリオタワー大塚台一四〇七号室

限定承認者川合まさよ

成年後見人　宮内　正広

限定承認公告

本籍長野県伊那市高遠町東高遠二〇五四番地、最後の住所長野県伊那市高遠町東高遠二〇五四番地の二　被相続人　亡　松﨑　みつ

右被相続人は平成二十二年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年四月二十二日長野家庭裁判所伊那支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月三十日

長野県松本市島内六二五九番地九

相続財産管理人　松﨑　文雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年五月十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産についての資料収入若しくは消費税の還付等により生じた余裕金（以下、総称して「優先出資償却原資」という。）相当額を本資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

取締役が、当社の資産流動化計画に定められた計算方法に従って優先出資償却原資の計算を行った結果、優先出資金の減少を決定することを要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年六月一日に行う。

四　減少する優先資本金の額

金十二億九千七百万円

五　消却する優先出資の種類

当社はＡ号優先出資及びＢ号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、Ａ号優先出資及びＢ号優先出資ともに消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

二万五千九百四十口（Ａ号優先出資につき一万二千七百十一口、Ｂ号優先出資につき一万三千二百二十九口）

七　消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五万円で任意買入消却を行う。

八　消却に要する金額

金十二億九千七百万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

Ａ号優先出資及びＢ号優先出資

平成二十二年四月三十日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

オスタラ・メディカル・スリー特定目的会社

取締役　中村　博康

訂正公告

平成二十二年四月二十三日掲載の吸収分割公告及び合併公告中、(甲)三協マテリアル株式会社に係る代表取締役名「代表取締役　蒲浦　彰三」とあるは「代表取締役　蒲原　彰三」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年四月三十日

扱店

正誤

平成二十二年三月二十五日外務省告示第百十七号（気象観測・災害対策能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、「能力」を削除する。

ページ	段	行	誤	正
北陸地方整備局告示第三十八号（道路に関する件）				
（原稿誤り）				
五〇	下	二二	一八一・五〇	一七三・〇〇
平成二十二年三月三十一日（号外第六十九号）				
北陸地方整備局告示第六十四号（道路に関する件）				
（原稿誤り）				
八	下	終りから三	〇・八三五	〇・〇八三
〃	〃	二		
平成二十二年四月二十日資料欄閣議決定等事項				
（印刷誤り）				
一二四		終りから八	寛仁親王殿下	寛仁親王殿下

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十七日付特第一四号
付政府調達第八一号八〇ペ

二ページ●同月三十日付第九三号一六〇ページ●同日
一ジ●四月八日付衆会第二〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）